

政令第二十三号

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行期日は、平成二十一年六月四日とする。